

お知らせ

町より

行政

行政相談

行政サービスについてのご相談
お悩み、お困りのことはありませんか。相談は無料です。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

◆日時 8月16日(金) 10時～15時
◆場所 健康センター健康相談室
◆担当者 行政相談委員

松田幹男 ☎62・3024
田口英輔 ☎62・3263
問 総務課 行政係 ☎52・7111

資産税

家屋の新築・増築・取り壊しを行ったら届け出を

住宅や車庫、倉庫などの建物を新築・増築、または取り壊された場合は、税務課まで届出を行ってください。

◆新築・増築については、随時家屋評価に回っておりますが、まだ家屋評価が済んでいない建物がありましたら連絡をお願いします。

◆取り壊しを行った家屋については、届出を怠りますと、実際は建物が

ないのに課税されることとなります。また、未登記の家屋の売買などで所有権移転を行った場合も必ず届出を行ってください。届出がない場合には、前の所有者に課税されることとなります。

問 税務課 資産税係
☎52・5853(直通)

建設

氷川町戸建木造住宅耐震診断事業補助金

戸建木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、氷川町建築物耐震改修促進計画および社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、氷川町戸建木造住宅耐震診断事業を行う人に対して補助金の交付を実施します。

◆補助対象となる住宅

- ① 氷川町内に所在する戸建木造住宅で、現に居住しているもの
- ② 在来軸組工法によつて建築された地上階数が2以下のもの
- ③ 昭和56年5月31日以前に着工した部分の床面積が延べ床面積の2分の1以下のもの
- ④ 昭和56年6月1日以降に増築した部分の床面積が延べ床面積の2分の1以下のもの
- ⑤ 過去に本要綱に基づき補助金の

◆ 交付を受けていないもの

◆ 申込期限 9月30日(月)
平成25年度予算枠(5戸程度)に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

◆耐震診断の費用

一般的に戸建木造住宅の耐震診断(精密診断)の場合、10万円～15万円程度必要となります。

氷川町では、費用の3分の2を補助しておりますので、自己負担額は3万円～7万円程度となります。◆補助額の上限は8万円(補助対象事業費は12万円)です。ただし、診断の必要性から壁の一部を剥ぎ取った場合の復旧などの費用については自己負担となります。

問 建設下水道課 管理係
☎52・5856(直通)

道路沿いの樹木管理のお願い

道路にご家庭や山林などの樹木がはみ出していたり、物を置いたりされているために歩行者や車の通行の妨げとなっているところがあります。

◆ 通行を妨げるような物を置いたりせず、樹木などは伐採し、公共の道路を皆さまが安全に通行ができるよう管理のご協力をお願いします。

◆ 特に注意していただきたい樹木
・ 老木や病害虫などによる枯れ木

社協

宮原福祉センター大浴場休止

9月2日(月)から9月10日(火)まで、大浴場サウナ室の工事を行いますので、大浴場は休止いたします。なお、小浴場は男性、女性日替わりで利用することができます。皆さまにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問 宮原福祉センター ☎62・3456

そのほか

お金の悩み無料相談会

借金問題の無料相談会を次のとおり開催します。専門家に相談することが解決への早道です。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

◆日時 9月13日(金) 12時30分～15時30分
◆場所 崇城大学市民ホール(熊本市市民会館)2階第5会議室

※できるだけ、ご予約をお願いします。

問 熊本県消費生活センター
☎096・3383・0999

・ 台風や大雨により枝の折れた木
・ 枝が道路に張り出した木
※ 倒木などで通行中の人や車両を損傷させた場合、木の所有者が賠償責任を問われることがあります。

問 建設下水道課 管理係
☎52・5856(直通)



アスベスト調査分析事業補助金

アスベスト飛散による町民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図るため、氷川町アスベスト調査分析事業補助金交付要綱および社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、建築物の壁、柱、天井などに露出して吹き付けられたアスベスト調査分析事業を行う人に対して補助金の交付を実施します。

感電事故にご注意を

電線付近での魚釣りやセミ捕りなどは、危険ですので行わないでください。

また、夏は台風襲来により、電線が切れる恐れがあります。切れた電線には絶対に触れず、最寄りの九州電力営業所までご連絡ください。

問 九州電力(株)八代営業所
☎0120・986・606

法人土地・建物基本調査

7月から9月を調査期間として、平成25年法人土地・建物基本調査が行われています。

この調査は、法人における土地や建物の所有状況や利用状況を把握する5年に一度の調査です。

調査対象法人の皆さまには、調査票が郵送されており、インターネットを利用した電子調査票による回答も可能ですので、ご協力をお願いします。

◆ 内容については、統計法に基づき秘密が厳守されます。

問 国土交通省 土地・建設産業局 参事官室(土地市場担当)
☎03・5253・8111
(内線30・233)

◆補助対象者

氷川町の区域内に存する建築物の所有者、管理者または共同住宅などの管理組合の代表者であつて、次の各号のいずれにも該当する人。
① 町税を滞納していないこと
② この事業に関して、他の補助金を受けていないこと

◆ 申込期限 9月30日(月)

※平成25年度予算枠(2棟)に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

◆補助対象経費

分析調査に要した経費の10分の10以内。ただし、1棟につき25万円を限度とします。

問 建設下水道課 管理係
☎52・5856(直通)

まちづくり

住宅・土地統計調査

総務省統計局では、10月1日現在で、住宅・土地統計調査を実施します。

この調査は、5年に1度の調査で、住宅・世帯や住生活の状態を全国、地域別に明らかにする調査で、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く利用されます。

2014年版 県民手帳の申込受付

総務大臣が指定する調査区から選ばれた世帯に、県知事が任命した調査員が9月下旬から調査のお願いに伺い、調査票を配布します。インターネットでの回答もできますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

問 総務振興課 まちづくり推進係
☎62・2317(直通)

◆ 価格 450円

◆ サイズ 9・1センチ×15センチ

◆ 特長 文字は見やすい丸ゴシック、市町村便覧などの統計情報掲載、表紙はくまモン、パラパラくまモン登場、関係ホームページのQRコード掲載

◆ 申込期限 10月18日(金)
問 総務振興課 まちづくり推進係
☎62・2317(直通)

